

# 小山工業高等専門学校における大型設備の調達に係る 仕様策定等に関する取扱要項

制 定 平成3年9月1日

最終改正 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における大型設備の調達(政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。以下同じ。)を行う場合の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規則(平成16年4月1日規則第43号)に定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(仕様策定委員会)

第2条 本校において、大型設備の調達を行う場合には、調達しようとする設備(以下「設備」という。)の仕様の策定を行うため、仕様策定の組織(以下「委員会」という。)をその都度設けるものとする。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、校長が委嘱する。

3 校長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を経なければならない。

4 委員の委嘱は、原則として5名以上とし、うち1名は、課長を委嘱しなければならない。

5 委員会に、委員の互選により委員長(必要の都度委員長代理)を置く。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長代理が、その職務を代行する。

8 校長は、委員の委嘱に当たっては、書面により委員の任務を明らかにして行うものとする。

(委員会の任務等)

第3条 委員会は、仕様の策定に当たり次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

一 設備の機能及び性能等に関すること。

二 設備に関する関係資料等の収集に関すること。

三 その他仕様策定に関し必要と認める事項

2 委員会は、関係資料等の収集に当たっては可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。

3 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を作成するものとする。

4 委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り、多数の供給者に対して公平に説明会を開くことなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。

5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、校長の承認を得るものとする。

6 委員会は、開催の都度審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

第4条 委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して校長に報告するものとする。

(技術審査)

第5条 契約担当役は、小山工業高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程(平成16年4月1日制定)に基づき技術審査を行う職員(以下「技術審査職員」という。)を命ずるものとする。

2 契約担当役が必要と認めた場合は、他大学等の職員に委任することができる。この場合においては、あらかじめ当該大学等の長の同意を経なければならない。

3 技術審査職員は、複数発令するものとする。

4 技術審査職員と仕様策定委員との重任は、原則として認めないものとする。

第6条 技術審査は、応札者の提案した設備が本校の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

3 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付し、契約担当役に報告するものとする。

第7条 契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課用度係において処理する。

附 則

この要項は、平成3年9月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成3年12月16日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。